

カナダ移住の案内

—昭和五十年十月—

(改訂版)

801
234
EM

日本海外移住事業団

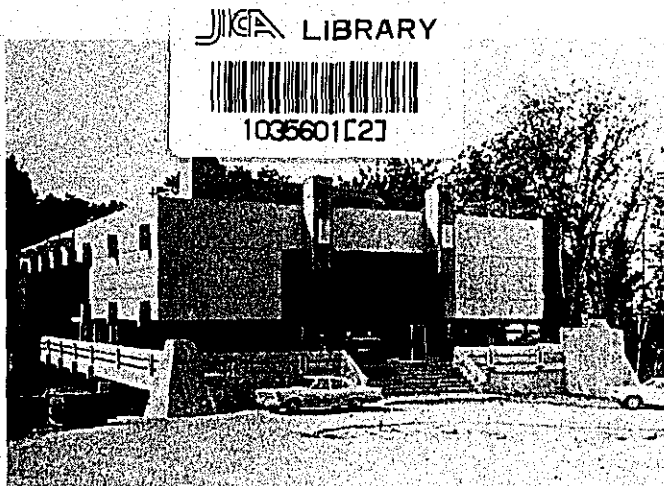
JAPAN EMIGRATION SERVICE

国際協力事業団

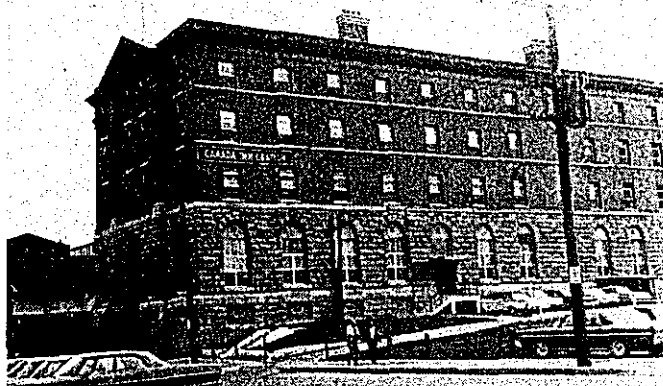
受入 月日 84.9.13	801
登録No. 14929	234
	EM



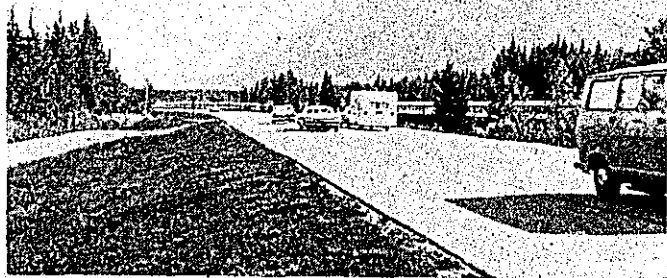
エンジニア・デザイナー等の新移住者



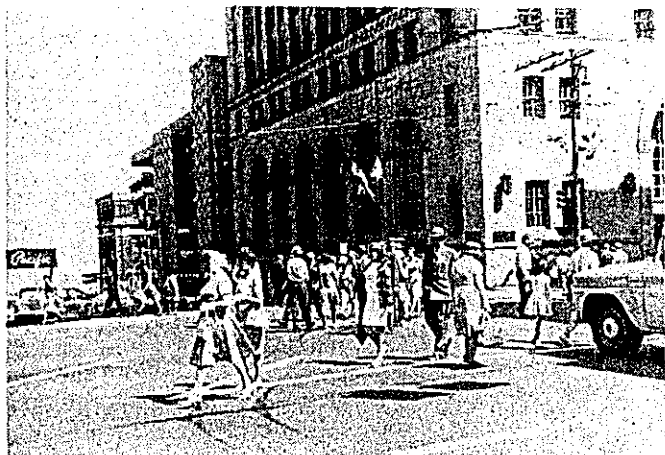
日系文化会館（トロント）日系人の憩いの場となっている



ウイニベグにある移民省地方移民総局



はるかロッキーの高峰を望む国道一号线（カルガリー—バンフ間）



バンクーバー市内独特の斜め横断風景



新移住者和田君(24)の仕事振り(バンクーバー)



トロントの工場で働く新移住者



近郊野菜の出荷風景

は し が き

長い間日本人の海外移住は主としてブラジルを中心とするラテン・アメリカ諸国に限られてきたが、1962年2月移民法施行規則を大巾に改正したカナダが、従来の欧州からの白人第一主義を撤廃しアジア、アフリカ人等全世界の人々に門戸を開くに至りカナダ移住が注目されるようになった。

64年カナダのトレンブレイ移民大臣が来日して優れた日本人の受け入れを歓迎するとの意向を表明し、同年9月来日したマーチン外相も日本、アメリカ、カナダの三国から成る「北太平洋の三角形」(North Pacific Triangle)の必要性を強調した。

太平洋をはさんで日本の隣りに位置する国カナダはジェットで行けばバンクーバーまでわずか9時間ほどで行ける。昨年だけで200人余り、そのうち呼び寄せ人のいないアンsponsorは43名で電気技師、看護婦、タイピスト、コックさんなど、職種もバラエティーに富んでいる。

本年6月には東京にカナダ大使館査証部が開設され、移住手続も従来よりスピードアップされたので今後いっそう活発化するものと思われる。

1966年10月

海外移住事業団

カナダ移住の案内

は し が き

目 次

第1部 カナダ国概況

1. 一般事情..... 1
2. 日系人の現況..... 2
3. カナダの移住政策..... 3

第2部 受入れ職種と資格条件

1. 職 種..... 4
2. 資 格 条 件..... 6

第3部 移 住 手 続

1. 移住相談から申込みまで..... 8
2. 審査から査証付与まで..... 8
3. 渡 航..... 9
4. 現 地 到 着..... 10

第4部 カナダにおける生活

1. 収 入 と 生 活..... 11
2. カナダ市民権..... 12

第1部 カナダ国概況

1. 一般事情

カナダ国はソ連に次ぐ世界第2位の広さで、面積は約996万km²で、日本の約27倍です。気候は高緯度にあたるため全体としては寒冷ないし冷涼です。人口は1966年には約2,100万人で、人口密度はわずか2人です。総人口の約80%はアメリカとの国境線から約320km以内の南部に集中し、人種構成はイギリス系が約44%、フランス系約30%、その他ドイツ・オランダ・ウクライナ系などの各民族があり、第二次大戦後でも約220万人を受入れており、移住者の国といえます。そのほか、原住民としてはエスキモーが約1万人、インディアンが約20万人居住しています。カナダは1497年イタリー人によって発見され、16世紀中期から約100年間フランスの植民地として支配されてきましたが、1763年パリ平和条約によってイギリスの支配下に入りました。1867年英領北アメリカ条令が制定され、カナダ自治領の名のもとに連邦政府(Federal Government)が成立し、現在に至っていますが歴史的にも極めて若い国です。

カナダ国はイギリス女王を元首に戴く立憲君主国で、総督が女王を代表し、そのもとに三権分立の制度が確立されており、英連邦の一員としてイギリスとの深い結びつきを持つと同時に、アメリカとも経済・文化的に極めて密接な関係を持っています。十州と二領州からなり、各州政府(Provincial Government)は総督によって任命された副総督が女王を代表しており、教育・財産および保健などに関しては各州は極めて強い権限を持っています。

カナダ経済は第二次世界大戦後とくに発展し、国民一人当たり実質所得と生活水準はアメリカに次いで世界第二の豊かさです。良質の小麦、広大な木材資源、豊かな鉱物資源(石油・天然ガス・

ニッケル・ウラニウムなど) および水力発電資源の天然資源に恵まれ、アメリカ資本の導入も活発で、最近工業近代化も急速に進展しつつあります。教育・医療制度も整備されており、社会保障制度もわが国よりはるかに整っており、とくに老令者・母子家庭に対する扶助は極めて手厚くなっています。宗教は自由ですが、ローマカトリック教が全体の45.7%を占めています。言葉は英語が約80%使用されていますが、ケベック州では約87%がフランス語を使用しており、英仏両語が公用語になっています。

2. 日系人の現況

明治中期以降日本人のカナダ移住が活発化し、主としてバンクーバー周辺において漁業に従事していましたが、排日運動がおり、1907年日加両国間の紳士協定により制限され、さらに1928年その制限はきびしくなり、年間150人に割当制限されました。

1941年当時の在加日系人は約23,000名と推定され、その95%が太平洋岸のBC州に居住していましたが、第二次世界大戦によって日系人は奥地へ立退きを命ぜられ、せっかく築きあげた日系人の生活基盤は根底から覆えされました。戦後約3,000名の人々は日本へ帰国しましたが、大部分は平原3州及び東部へ移り各地に分散して再出発し、カナダ社会にとけこみ、現在では生活基盤も漸く安定し僱用を得ています。およそ東部地方に約12,000人、中部平原地方に約5,000人、西部地方に約8,000人が居住しており、日系二世のなかには知識階層にも次第に進出しています。然し乍ら未だ数も少なく年令的にも40代以下が多く、カナダ社会における活躍は今後に期待する段階といえましょう。一方、日加間の経済提携も近年次第に密接化し、企業進出も進みつつあります。

3. カナダの移住政策

前述のとおりカナダは世界有数の移住者受入国ですが、長い間

白人優先主義をとってきました。然るに、1962年2月移民法施行規則を改正して人種差別を撤廃し、移住者の教育・技能によって自から生計をたて得る人に対して広く門戸を開放することになりました。これは、カナダ移住史上まことに画期的なことです。

最近においてヨーロッパからの移住者が減ったことにもよりますが、広く優れた人材を世界中から受入れ、カナダの経済開発を推進しようとする積極的誘致政策のあらわれであります。とくに1964年4月、及び今年9月にはカナダ移民大臣が来日して、日本人の受入れを歓迎する旨申し出があったことは、日本人に対する高い評価のあらわれといえるでしょう。

カナダ側の移住者受入れ体制は極めて整備されており、連邦政府のもとに移民省を設置し、国内各地に事務所を設け、移住者の就職あっせん・生活相談および定着援助にあたっています。また日本にも専門の移民官を駐在せしめ、希望者のための移住相談およびその選考審査にあたっています。

カナダ移民省 (Department of Citizenship and Immigration) はオタワにおかれ、そのもとにつきの5総局がおかれ、さらにそれらのもとに全国中小都市に90の移民事務所がおかれています。

- | | | |
|-------------|---|----------------------------------|
| 移
民
省 | } | 1. 大西洋岸移民総局 (所在地・ハリファックス、管轄沿岸4州) |
| | | 2. 東部移民総局 (所在地・モントリオール、管轄ケベック州) |
| | | 3. 中部移民総局 (所在地・トロント、管轄オンタリオ州) |
| | | 4. 西部移民総局 (所在地・ウイニペグ、管轄平原3州) |
| | | 5. 太平洋岸移民総局 (所在地・バンクーバー、管轄BC州) |

第2部 受け入れ職種と資格条件

1. 職 種

カナダ移住の特色はアンスポンサード・イミグラント方式を採用していることです。(近親呼寄せによる移住は別扱い) アンスポンサー方式とは呼寄せ人を必要とせず、申請者は自己のアプリ

ケーション（移住申込書）を提出し、審査の後、入国資格を取得すれば移住できるというものです。

カナダ移民官は、カナダ国内各地における地区別、職種別の需要状況および自営のチャンス見込の表に基づいてカナダ移民省が作成する資料をもとに移住希望者の提出したアプリケーションの審査を行ないます。

審査の対象は申請者の教育、技能、語学力の内容に重点がおかれ、カナダへ移住してから充分生活を営むことができると判断される人に許可がありますが、能力認定に際しては豊富な実務経験と語学力が高く買われます。

許可が行われるためには、原則としてカナダにおける雇用者ないし受け入れ先が決まっている必要はなく現地到着後カナダ各地方にある移民局で就職あっせんを行なうことになっています。この点が当事業団で扱っているブラジル技術移住の方式とは大きく異なっており国際社会になじみのうすい日本人には適応がむづかしい点です。

またカナダ移住は南米移住と異なり、ある地域に集団移住地を造って、計画的に一定の人数を受け入れるというやり方をとっていません。移住する際、移民官から定着先を指定されますからそこに行かなければなりません、そこに何年もいなければならないという義務はなく、好きな所に行けます。受け入れる人数の点においても年に何人という枠はなく、有能な人なら何人でも無制限にカナダは受け入れます。

就職可能部門は広汎で、国際職種だけとりあげても雇用職種 500 以上、自営 120 業種以上におよび、多岐を極めています。就職部門を例示すると

雇用職種では

各種技師（電子、電気、機械、化学、土木など）学者、教師、医師、獣医師、看護婦、建築家、設計、製図家、クラーク、

速記タイピスト、タイピスト、農業従事者、各種技能工（機械、電気等組立修理、工具、金型、旋盤、板金、溶接、自動車整備、その他）大工、家具職、調理士、美容師、理髪師、ハウスキーパー、コック、ガーディナー、電話交換手、菓子製造人、裁縫師など。

自営職種では

農業（酪農、果樹、養鶏など）写真業、理容業、ドレスメーカー、家具製造業などです。

労働日数は週5日、40時間が大部分で、有給休暇制（年に2週間が多い）もあります。各州によって多少異なりますが、農業者および家事使用人を除くすべてに、最低賃金法が適用されていますが、実際の賃金はそれを上回っています。また州別によって多少異なりますが、全産業平均労働賃金は週給96ドルで、大学新卒者の初任給は平均月給460ドルです（1966年春）。熟練工の職種によっては労働組合への加入が義務づけられています。また公共サービス機関では、カナダ市民権が雇用条件となっている職域が多いのですが、一般民間ではカナダ市民権を要求される例はまれです。また医師、獣医師、看護婦、教師、理髪師、美容師などについては各州別に異なりますが、カナダ側の一定の資格条件が必要とされていますので十分確かめて下さい。大学の工科系統を卒業した人でもカナダでそのまま資格を認めるわけではありませんから就職後資格取得をすることが必要です。所謂 Professional Engineer の資格は割にきびしくその資格取得によって給料も大巾にあがるわけです。

自営業を営む人に対しては資金の貸付制度も割合に整っており将来は新移住者も独立の際利用することができます。

2. 資格条件

イ、技能および教育程度

職種によって自ら差異があり、個々のケースによって認定されますが、4年制大学の技術系統の学部を卒業した人だとか、高校卒でも3～5年技能経験があれば十分です。その他、相当長期間の深い技能経験をもつ人は入国を認められます。

自己の学歴や技能を証明する証明書(英文)を申請書提出の際、または面接の時に示せば審査に大へん役立ちます。また現地就職するときも是非必要ですから持参して下さい。デザイン、写真などの場合は作品を提示するのもよいでしょう。なお日本の国家試験による技能資格はカナダでそのまま通用しませんが、移住した後ライセンスをとり直す際前提条件として日本での資格が有力な参考資料となります。

ロ、年齢および性別

原則として満18才以上の男女。家族を同伴(配偶者および21才未満の未婚の子)することもできます。移住した後にその両親・祖父母・夫・妻・婚約中の女子または21才未満の女子をカナダへ呼び寄せることも認められています。

ハ、人物と健康

言語・風俗・習慣なども異なりますので、身心健全かつ意志堅固で、白人社会に入りこんで堂々と生活してゆけるだけの国際性と相当の開拓意欲に燃えていることが必要です。また日本で犯罪をおかしたことがなく、カナダ社会に適応し、カナダ市民として適当な人であることはもとより肝要です。

なお、伝染病・伝染性疾患・トラコーマ・梅毒・淋疾・結核・盲目・聾・啞・精神病および中毒疾患などに罹患している者は不適格です。

ニ、語学力

職業や職種によっても異なりますが、語学力特に実用会話能力は高い程望ましく、対人関係の強い職種には高度の語学力を必

要とします。一般には、英語（またはフランス語）の初歩的な素養・能力は絶対必要で、カナダにおいては語学学校（無料又は極めて低廉の学費）も整っていますから移住した後も努力を続け語学に上達することが成功の鍵といえます。日本人の場合語学力が低い場合職場で十分能力を発揮できず技能に応じた賃金が得られない場合が多いようです。

ホ. 必要経費

現地到着後の取敢えずの生活費などのため、単身者の場合でも最低20万円ぐらいの資金を準備することをすすめます。移住後直ちに自営することはなかなか無理ですが、自立する場合、資金を携行していればそれだけ有利です。

家族同伴の場合は現地携行資金は最低 40 万円準備することをすすめます。

現地において1カ月の生活費は家族(5人)の場合10万円は必要です。

第3部 移住手続

1. 移住相談から申し込みまで

移住を希望する方は、当事業団の各都道府県事務所（17頁の一覧表参照）で移住相談を受付けていますから遠慮なくお申し出下さい。移住相談の結果いよいよ移住申し込みをしたい方は、事務所に備え付けてある移住申込書（Application）に英文で正確に記入のうえ写真を添付して1通を直接カナダ大使館査証部（東京都中央区銀座東3の2大生ビル6階）〔電話（543）2481〕に申し込んで下さい。移住申込書の記載については事務所で指導しています。なおカナダ大使館査証部には専門の移住担当官が駐在しています。

2. 審査から査証付与まで

移住申込書が提出されると、移民官は資格審査を行いません。書類審査をパスした人に対して面接を行ない、それに通ると仮許可通知 (provisional approval—原則として一カ年有効) を発給します。申請者はまず居住地の都道区県旅券担当課を通じて旅券申請をして下さい。申請に際しては仮許可通知および戸籍謄本等が必要です。(旅券下付料は一通につき1,500円) 旅券下付には1~2週間位かかりますが、それを取得した後、所定の病院で健康診断(満11才以上はレントゲン撮影を含む)を受けて下さい。

カナダ大使館査証部は指定はしていませんが、施設その他の理由で現在カナダ移住者の健康診断を扱っている病院は次のとおりです。

- | | | |
|-------|----------|-------------|
| (東京都) | 聖路加病院 | (東京都中央区明石町) |
| | 聖母病院 | (東京都新宿区下落合) |
| | 衛生病院 | (東京都渋谷区穂田) |
| (大阪府) | 回生病院 | (大阪市北区) |
| (熊本県) | 熊本中央病院 | (熊本市) |
| (兵庫県) | 海星病院 | (神戸市灘区) |
| (京都府) | バプティスト病院 | (京都市) |

健康診断書(写真添付のこと)は病院からカナダ大使館査証部へ直送され、審査のうえ適格者には査証付与の内示がありますから、指示に従いカナダ大使館査証部に行き、査証を受けて下さい。

前記入国許可は発給日から1カ年有効ですが、健康診断書の有効期間は6カ月ですから注意して下さい。健康診断および予防注射料は大人1人で約4~5,000円で、本人負担になっています。査証料は日加両国の協定により相互に免除されていますから無料です。

なお査証の時には天然痘 (small pox) 予防注射証明書が必要です。

3. 渡 航

渡航手段は船便と航空機便があり、渡航費用は本人負担です。渡航手続は信用のおける日本交通公社などに依頼することが便利です。

船賃は次のとおりです。

横浜—バンクーバー間 (P. & O. Line

所要日数約12日ホノルル経由)

375米ドル(ツーリストクラス6人部屋)

年に3回、2月 6月 8月 出航

航空賃は次のとおりです。

羽田—バンクーバー間

400米ドル(カナダ太平洋航空、エコノミークラス、

毎週4回運航)

羽田—サンフランシスコ経由(この間は日本航空利用)のバンクーバー行きの航空路もあり、航空賃は直航便と同じです。又バンクーバー—トロント間の航空賃は91ドル60セント(エコノミークラス)です。バンクーバーからカナダ各地へは、航空便または鉄道便を利用するわけですが、日本で通し切符を購入することもできます。携行金は一家族または単身で5,000米ドル以内については外国為替取扱公認銀行限りの許可で携行できます。5,000ドル以上の携行には日銀の特別許可が必要です(納税証明等の証憑書類を提出)カナダから日本への送金については制限がありません。

なお航空機利用のエコノミークラスの場合は1人20kgまで、船便利用の場合は大人1人につき40才(1才は1立方尺)まで携行荷物は無料扱いです。なおバンクーバーを除き他の地区へ移住する人は冬期(12月~3月)の間はなるべく避けた方が現地到着後の就職、住居の選定等に便利です。なおセントローレンス河は冬期凍結し不通となりますので東部地方へ移住する人は注意して下さい。

4. 現 地 到 着

現地到着後は税関検査やカナダ保健省の健康診断をうけ、最寄りの移民事務所に出頭のうえ、就職に関し相談あつせんをうけるわけです。

移民省が設けている移住者用宿泊施設は、ケベック市とハリファックス市にありますが、その他の地区では移民事務所でも最寄りのホテル・宿舎を一応あつせんしてくれますが、取敢えずYMCA又はYWCAの宿泊所を利用すると便利で、且つ格安です(1人1泊3～5ドル) 就職先のあつせんはもちろん、住宅その他生活一般についてもいろいろ相談に応じてくれます。また移民医療部では目的地に向う途中で罹病したまたは就職のため待機している間の罹病者に対しては無料で病院治療をうけることもできます。就職はカナダ移民事務所で求人先を数社紹介してくれますが、本人自から当該求人先へ出向き雇用主と面接し交渉するわけですから、最初から自己主張するだけの十分の語学力が必要です。なお職場や私生活で困った事や不合理の点があれば移民事務所に積極的に相談して下さい。

なおカナダにおいては、無料サービスの国立職業紹介所や、極めて低廉な職業または語学訓練機関が整っていますから、就職後更に専門技術および語学の訓練をうけて1日も早くカナダ社会で十分能力を発揮できるよう努力することが望ましいと思います。なお家族移住の場合は取敢えず家長のみ渡航し、就職、住居や生活にややなれてから家族を呼寄せせることも考えて下さい。

第4部 カナダにおける生活

1. 収入と生活

カナダにおける国民生活は恵まれています。平均産業労働賃金は週給96ドル(カナダドル≒333円)ですが、専門職従事者の給料

は高く、技能、経験等によって異なりますが、年平均、教師（小学校）4,034ドル、技師9,600ドル、建築士10,000ドル、獣医8,700ドルで自家経営の歯科医12,700ドル、弁護士10,000ドルです。一般にカナダ市民はその収入の約半を食料費に費し、約半を住宅費（光熱水道を含む）にあてています。信用月賦販売制度が非常に普及していることも特色です。カナダの約60%は自己の家を持っており芝生や庭付の小ぎれいな個人住宅は日本人にとって羨ましいほどです。国の住宅政策は行届いており一般に年間収入 6,179ドル以下の多くの人々がどしどし住宅を建てています。独身者は月60ドル位で家具付部屋を借りることができ借家の場合は地方によって多少異なりますが、トロント市内で大体月85～120ドル（家具なし）が一般です。又自動車の普及はめざましく4人に1台の割合で、公共の交通機関は不便ですから収入に応じなるべく早く自家用車を購入することです。新車で2～2,500ドル、中古車は1,000ドル以下で買えます。

母子および老令者等に対する国および各州の援護は充実しており社会保障制度は発達しております。ただし日本移住者で移住当初の間は英語力が不足のためカナダ人に比べ同じ技能でも70～80%程度の給料しか貰えない例もみられます。語学力の不足は大きな障害ですから実用英会話能力はできる限り身につけてから移住して下さい。なお医療保険は歯科の疾病には適用されません。又、医薬分業制度であることも知っておいて下さい。

2. カナダ市民権

永住の目的で合法的にカナダに入国してから5年以上居住した21才以上の人は、素行善良で英語又はフランス語の相当の知識があり、カナダ市民としての忠誠の宣誓をする意思があれば裁判所の審査を経てカナダ市民権を取得することができます。カナダ市民権を持つ人の配偶者および子供の市民権取得は容易です。

参 考 資 料

65年度移住者統計

カナダ移民省の発表によると、1965年度(暦年)の日本からの移住者数は209名でその内訳は次のとおりです。なおアンスポンサー方式で渡った人は43名で残りは近親呼寄せ、および外国国籍者が若干含まれている。

年 令 別		男	女
0 ~ 9	26	11	15
10 ~ 19	16	5	11
20 ~ 29	68	14	54
30 ~ 39	60	29	31
40 ~ 49	14	8	6
50 ~	25	10	15
計	209	77	132

渡 航 方 法

船 40 (うち米国経由 17)

飛行機 169 (" 25)

定 着 州

ノバスコシア	20	サスカチュワン	6
ケベック	20	アルバータ	20
オンタリオ	77	ブリティッシュ・コロンビア	76
マニトバ	9	計	206

職 業 別

経営管理部門(7)

専門技術部門(45)

土木技師	1	宗教関係者	2
電気技師	1	新聞関係者	1
化学者	7	建築士	1

生物学者	2	設計製図士	1
その他の学者	1	栄養士	1
大学教授、講師	9	社会事業家	1
学校教師	2	ライブラリアン	1
その他の教職者	1	室内装飾家	1
医師	1	写真家	1
看護婦	1	科学技術員	2
医科歯科技工士	3	その他の専門職者	4
事務部門 (12)		商業部門 (4)	
商店経理員	1	店員・セールスマン	4
速記者・タイピスト	6		
その他	5		
サービス部門 (15)		製造機械部門 (5)	
コック	2	洋服製造工	2
家事手伝人	11	印刷工	1
ウエーター	1	電気工	1
その他	1	塗装工	1
建設部門 (2)		農業部門 (1)	
大工	1	その他	1
電気工事士	1	計	92
妻	60		
子供	39		
その他	18		
計	117		
合計	209名		

送出国別統計 (65年)

イギリス	39,857	ホンコン	4,155
フランス	5,225	インド	2,241

ド イ ツ	8,929	日 本	209
ギ リ シ ャ	5,642	オーストラリア	2,150
イ タ リ ア	26,398	西インド諸島	2,926
オ ラ ン ダ	2,619	U. S. A.	15,146
ポ ー ラ ン ド	1,975	ブ ラ ジ ル	587
ポ ル ト ガ ル	5,734	ア ル セ ン チ ン	489
ス イ ス	2,169		
合 計 (その他の国含む)	146,758		

各州別主要都市人口 (1963年6月)

州 および 領州	同人口 千人	主要都市	人口 千人
ニューファンドランド州 Newfoundland	481	セントジョンズ市 (州都)	90
ノバ・スコシア州 Nova Scotia	756	ハリファックス市 (州都)	180
プリンス・エドワード・アイ ランド州 Prince Edward Island	107	シャーロットタウン市 (州都)	20
ニュー・ブランズウィック州 New Brunswick	614	セントジョン市 フレデリクトン市 (州都)	93 20
ケベック州 Quebec	5,468	モントリオール市 ケベック市(州都)	2,200 370
オンタリオ州 Ontario	6,448	トロント市(州都) オタワ市(首都) ハミルトン市 ウインザー市	1,920 440 400 200
マニトバ州 Manitoba	950	ウイニペック市(州都)	490
サスカチワン州 Saskatchewan	933	レジャイナ市(州都)	110
アルバータ州 Alberta	1,405	エドモントン市(州都) カルガリー市	340 200
ブリテイッシュ・コロンビア州 British Columbia	1,695	バンクーバー市 ビクトリア市(州都)	800 160
ニューコン領州 Yukon	15		
ノースウェスト領州 Northwest Territories	24		

在カ日本公館一覽表

在カナダ日本国大使館 (Embassy of Japan)		(Fuller Building, 75 Albert St., Ottawa 4, Ontario, Canada T E L : central(3)-6214)
在モントリオール総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	(Suite 2505 1155 Dorchester Boulevard West, Montreal 2, P.Q., Canada T E L : (866)-3429)
	管轄	(ケベック州, ニューファンドランド 州, プリンス・エドワード・ア イランド州, ノバ・スコシア州, ニュー・ブランズウィック州)
在バンクーバー総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	(Suite 1211, United Kingdom Building, 409 Granville Street, Vancouver 2, B. C. Canada T E L : (684)-5868)
	管轄	(ブリティッシュ・コロンビア州) (ユーコン領州)
在トロント総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	(11 Floor Excelsior Life Building, 20 Toronto St. Toronto 1, Ontario, Canada T E L : EM(3)-7038)
	管轄	(オンタリオ州) (ノースウエスト領州)
在ウニペック領事館 (Consulate of Japan)	住所	(Room 301, Tribune Building, Winnipeg 1, Manitoba, Canada T E L : (943)-1266)
	管轄	(マニトバ州, サスカチワン州, アルバータ州)

海外移住事業団都道府県事務所一覽表

地方事務所名	所 在 地	電話番号
北海道事務所	札幌市北1条西5の3	(26)0675
青森県事務所	青森市大字大野字長島1	(2)1111
岩手県事務所	盛岡市大通1の2の1	(3)4723
宮城県事務所	仙台市勾当台通27	(23)6111
秋田県事務所	秋田市山王4の1の1	(3)1111
山形県事務所	山形市旅籠町3の5の27号	(2)9756
福島県事務所	福島市中町7の5号	(2)9014
新潟県事務所	新潟市学校町1番町5290	(22)0447
茨城県事務所	水戸市北三の丸1の5の38	(3)3873
栃木県事務所	宇都宮市瑞田町504	(2)0003
群馬県事務所	前橋市曲輪町66	(2)8585
埼玉県事務所	浦和市高砂町3の12の9	(22)8135
千葉県事務所	千葉市本千葉町78	(2)6111
東京都事務所	東京都新宿区本塩町8の2	(39)7774
神奈川県事務所	横浜市中区日本大通1	(20)4513
山梨県事務所	甲府市丸の内1の9の11	(2)6763
長野県事務所	長野市大字稻長野字南町1099	(3)2909
静岡県事務所	静岡市追手町251	(54)2056
茨城県事務所	茨城県庁内	(3)3873
栃木県事務所	栃木県庁農地開拓課内	(2)0003
群馬県事務所	群馬県庁文教外事課内	(2)8585
埼玉県事務所	埼玉県農林会館内	(22)8135
千葉県事務所	双葉ビル3階	(2)6111
東京都事務所	住友生命四ツ谷ビル	(39)7774
神奈川県事務所	神奈川県庁内	(20)4513
山梨県事務所	山梨県庁内	(2)6763
長野県事務所	永ラックビル内	(3)2909
静岡県事務所	静岡県庁農地計画課内	(54)2056

東海北陸ブロック	富山 県事務所 石川 県事務所 岐阜 県事務所 愛知 県事務所 三重 県事務所	富山市新総曲輪1の7 金沢市広坂通2の1の1 岐阜市葦田 名古屋市中区南外郷町6の1 津市公明町13	富山県庁農地開拓課内 石川県庁農地開拓課内 岐阜県庁内 愛知県庁内 三重県庁開発拓殖課内	(3)4111 (31)1802 (71)6601 (97)9974 (8)1111
近畿ブロック	福井 県事務所 滋賀 県事務所 京都 府事務所 大阪 府事務所 兵庫 県事務所 奈良 県事務所 和歌山 県事務所	福井市御本丸町1 大津市京町3の4の22号 京都市上京区小川通下立売上ル 期兵衛町122の1 大阪市東区法円坂町10 神戸市生田区下山手通5の1 奈良市登大路町8 和歌山市小松阪通1の1	福井県庁農業経済課内 滋賀会館内 京都府自治会館内 農林会館内 兵庫県庁内 奈良県庁農地課内 和歌山県庁移民課内	(23)8542 (3)0475 (43)0863 (90)3151 (34)0742 (2)1101 (3)6111
中国ブロック	鳥取 県事務所 島根 県事務所 岡山 県事務所 広島 県事務所 山口 県事務所	鳥取市東町1の220 松江市殿町19の1 岡山市磨屋町9の18 広島市基町10の3 山口県吉敷郡小郡町大字下郷2139	鳥取県庁農地開拓課内 農林会館内 岡山県農業集會館内 広島県自治会館内 山口県農協會館内	7111 (2)7561 (22)0882 (21)7411 (小郡)100

四国ブロック	徳島県事務所 香川県事務所 愛媛県事務所 高知県事務所	徳島市万代町1 高松市八番丁1 松山市南堀端町2の3 高知市帯屋町95	徳島県庁内 香川県庁内 愛媛県農協会館内 高知県社会福祉会館	(3)2990 (31)1111 (3)1793 (3)6865
九州ブロック	福岡県事務所 佐賀県事務所 長崎県事務所 熊本県事務所 大分県事務所 宮崎県事務所 鹿児島県事務所	福岡市天神町1の1 佐賀市赤松町35 長崎市出島町1の5号 熊本市上通町2番21号 大分市荷揚町2番33号 宮崎市宮田町2の29 鹿児島市山下町14の50号	福岡県庁渉外移任課内 佐賀県庁農地開拓課分室 みなとビル内 教育会館別館内 燃料会館内 鹿児島県庁内	(74)8853 (4)1541 (2)4263 (53)4227 (3)0886 (2)2790 (3)8601

本 部

東京都新宿区本塩町8の2 住友生命四ツ谷ビル内

海 外 移 住 事 業 団

電 話 (359) 8 2 8 1

移民局住所

移民省

(Department of Citizenship and Immigration)

(E. A. Bourque Memorial Building)
(305 Rideau St. Ottawa, Ontario)

太平洋岸移民總局

(Pacific Region Immigration Branch)

(Foot of Burrard St. Vancouver, B. C.)
(TEL: MU 3-8131)

中部移民總局

(Central Region Immigration Branch)

(175 Bedford Road Toronto 5, Ontario)
(TEL: 925-111)

東部移民總局

(Eastern Region Immigration Branch)

(305 Dorchester Blvd., West Montreal, Quebec.)
(TEL: 861-3611)

YMCA, YWCA 住所一覽表

州別主要都市名	Y W C A 所 在 地	Y M C A 所 在 地
BC州 Vancouver New westminster	997 Dunsmuir St 701 Royal Avenue, New Westminster	955 Burrard St., 1, Metro. Bd. 620 Queen's Ave.
ALBERTA州 Calgary Edmonton Lethbridge	223-12 th Ave., S. W. 10032-103 Street. 610-8 th Street., S	332-6 th Ave., S. W., Metro. Bd 10030-102 A Ave., Metro. Bd. 4 th Ave,
MANITOBA 州 Winnipeg	447 Webb place.	301 Vaughan St., 2 Metro. Bd.
ONTRARIO州 Hamilton London Ottawa Toronto	17 th Main Street West. Wellington Street at Queen's Av. 135 Metcalfe Street, Ottwa 4. 80 woodlawn Av. East Toronto 7.	79 James St.,S 429 Wellington., St. 127 Metcalfe St. 40 College St., Toronto 2
QUEBEC州 Montreal Ouebec	1355 Dorchester Blvd. W. Montreal 25 125 St. Anne street.	1441 Drummond St., 25 Metro. Bd. Holt Memorial, 835 St, Cyrille St., W. Ouedec City

